令和８年 11 月 15 日執行

紀北町議会議員選挙

選挙公営関係諸用紙

【記載例】

紀北町選挙管理委員会

選挙運動用自動車
（一般乗用旅客自動車運送事業者）
関係

選挙運動用自動車の使用
（ハイヤー・タクシー）
包括契約

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

候補者名　紀北　太郎

提出者名　紀北　太郎

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】 ✔
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第１号（その1）】	【候補者】 ✔

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　契約業者等⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第４号（その１）】	【契約業者等】
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第７号（その１）】	【契約業者等】
	請求内訳書 【様式第７号（別紙１）】	【契約業者等】

候補者⇔契約業者

収入印紙 割印 割印

選挙運動用自動車運送契約書

紀北町議会議員選挙候補者　　紀北　太郎　　（以下「甲」という）と
　　○○株式会社　　代表取締役　○○○○　　（以下「乙」という）は、
選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1．使用目的　　公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
2．車種及び登録番号　車　　種　　小型乗用自動車　トヨタ　○○○○
　　登録番号　　三重○○○　わ　○○－○○
3．台　　数　　1　台
4．使用期間　　令和８年１１月１０日から
　　令和８年１１月１４日まで（５日間）
5．契約金額　　金２２０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
　　内訳　１日４４，０００円×　５日間
6．請求及び支払
　この契約に基づく契約金額については、乙は紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、紀北町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
　なお、紀北町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は紀北町には請求できない。
7．その他
　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和８年１０月１日

甲　　紀北町議会議員選挙候補者
　　住　所　紀北町東長島○○番地
　　氏　名　紀北　太郎　　紀北

乙　　住　所　尾鷲市○○町○番○号
　　名　称　○○株式会社
　　代表者　代表取締役○○○○　　○○○○之印

様式第１号（第２条関係）　　候補者⇒町選管　提出

（その１）　　選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和８年１１月１０日

紀北町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎
【署名又は記名押印】↑

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年10月1日	尾鷲市〇〇町〇番〇号 〇〇〇㈱ 代表取締役〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	220,000円	
			円	

２　１に掲げる場合以外の場合

区分＼項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
				円	
燃料代				円	単価　　円
				円	単価　　円
運転手の雇用				円	
				円	

備考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　２の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

３　「燃料代」にあっては、単価契約をした場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

４　契約金額及び単価には、消費税及び地方消費税を含みます。

選挙運動用自動車の使用
（ハイヤー・タクシー）
包括契約

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

候補者名　紀北　太郎

提出者名　〇〇株式会社

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第１号（その1）】	【候補者】

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　契約業者等⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第４号（その１）】	【契約業者等】 ✔
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第７号（その１）】	【契約業者等】 ✔
	請求内訳書 【様式第７号（別紙１）】	【契約業者等】 ✔

様式第４号（第５条関係）　　候補者⇒契約業者　提出

（その１）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和８年１１月１４日←【運送最終日の日付】

令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】↑

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	1　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2　左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	尾鷲市○○町○番○号 ○○○㈱ 代表取締役○○　○○	

車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１０日	４４，０００円	
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１１日	４４，０００円	
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１２日	４４，０００円	
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１３日	４４，０００円	
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１４日	４４，０００円	

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2　運送事業者等が紀北町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、紀北町に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

(2)　(1)以外の場合　16,100円

5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

7　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、紀北町に支払を請求することはできません。

8　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

様式第７号（第６条関係）

契約業者⇒町選管　提出

（その１）

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

令和８年１１月１６日

紀北町長　様

住所　尾鷲市〇〇町〇番〇号

氏名　〇〇株式会社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役〇〇〇〇　〇〇之印

電話番号０５９７－〇〇－〇〇〇〇

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

１　請求金額　　金２２０，０００円

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の種類　　令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

４　候補者の氏名　　紀北　太郎

５　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇〇〇　銀行・金庫・農協		〇〇〇〇						本店・支店・出張所	
預金種別	①普通　２当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	8
フリガナ	〇〇（カ									
名義人	〇〇株式会社									

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、紀北町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　この請求書は、選挙運動用自動車、燃料又は運転手の各経費について共通の様式です。

５　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

（別紙１）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

候補者の氏名　紀北　太郎

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年11月10日	44,000円	64,500円	44,000円	
令和8年11月11日	44,000円	64,500円	44,000円	
令和8年11月12日	44,000円	64,500円	44,000円	
令和8年11月13日	44,000円	64,500円	44,000円	
令和8年11月14日	44,000円	64,500円	44,000円	
計			220,000円	

備考

1　「請求金額」欄には、使用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

2　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

選挙運動用自動車
（自動車の借入）
関係

選挙運動用自動車の使用
（自動車の借入れ）
個別契約

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

候補者名　紀北　太郎

提出者名　紀北　太郎

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　**候補者⇒町選挙管理委員会**

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】 ✔
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第１号（その1）】	【候補者】 ✔

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　借入業者等⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第４号（その１）】	【借入業者等】
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第７号（その１）】	【借入業者等】
	請求内訳書 【様式第７号（別紙２の１）】	【借入業者等】

候補者⇔契約業者

収入印紙 割印 割印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

紀北町議会議員選挙候補者　**紀北　太郎**　（以下「甲」という）と
○○自動車　代表○○○○　（以下「乙」という）は、
選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1．使用目的　公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用

2．車種及び登録番号　車　種　**小型乗用自動車　トヨタ　○○○○**
登録番号　**三重○○○　わ　○○－○○**

3．台　数　1　台

4．使用期間　**令和8年11月10日から**
令和8年11月14日まで（5日間）

5．契約金額　**金55，000円**（消費税及び地方消費税を含む。）
内訳　1日**11，000円**×　**5日間**

6．使用上の義務等
甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7．請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、紀北町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、紀北町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は紀北町には請求できない。

8．その他
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和8年10月1日

甲　紀北町議会議員選挙候補者
住　所　**紀北町東長島○○番地**
氏　名　**紀北　太郎**　紀北

乙　住　所　**紀北町東長島○○番地**
名　称　**○○自動車**
代表者　**○○　○○**　代表之印 ○○○○

様式第１号（第２条関係）

候補者⇒町選管　提出

（その１）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和８年１１月１０日

紀北町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】↑

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

２　１に掲げる場合以外の場合

項目／区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和8月10月1日	紀北町東長島〇〇番地 〇〇自動車 代表〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	55,000円	
				円	
燃料代	令和8月10月5日	紀北町東長島〇〇番地 〇〇石油 代表取締役〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	限度額 38,500円	単価 190 円
				円	単価　　円
運転手の雇用	令和8月10月10日	紀北町相賀〇〇番地 〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	44,000円	
				円	

備考

＜省略＞

選挙運動用自動車の使用
（自動車の借入れ）
個別契約

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

候補者名　紀北　太郎

提出者名　〇〇自動車

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第１号（その1）】	【候補者】

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　借入業者等⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第４号（その１）】	【借入業者等】 ✔
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第７号（その１）】	【借入業者等】 ✔
	請求内訳書 【様式第７号（別紙２の１）】	【借入業者等】 ✔

様式第４号（第５条関係）　　候補者⇒契約業者　提出

（その１）　　選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和８年１１月１４日←【運送最終日の日付】

令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】↑

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	1　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2　左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	紀北町○○○○番地 ○○自動車　代表○○　○○	

車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１０日	１１，０００円	
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１１日	１１，０００円	
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１２日	１１，０００円	
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１３日	１１，０００円	
三重○○わ○○-○○	令和８年１１月１４日	１１，０００円	

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2　運送事業者等が紀北町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、紀北町に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

(2)　(1)以外の場合　16,100円

5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

7　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、紀北町に支払を請求することはできません。

8　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

様式第７号（第６条関係）

契約業者⇒町選管　提出

（その１）

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

令和８年１１月１６日

紀北町長　様

住所　紀北町東長島〇〇番地
氏名　〇〇自動車
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表〇〇〇〇
電話番号０５９７－〇〇－〇〇〇〇

代表之印　〇〇〇〇

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

１　請求金額　　金５５，０００円

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の種類　　令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

４　候補者の氏名　　紀北　太郎

５　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇〇〇　銀行・金庫・農協		〇〇〇〇						本店・支店・出張所	
預金種別	①普通　２当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	8
フリガナ	〇〇ジドウシャ									
名義人	〇〇自動車									

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、紀北町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　この請求書は、選挙運動用自動車、燃料又は運転手の各経費について共通の様式です。

５　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

（別紙２の１）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

候補者の氏名　　紀北　太郎

（１）　選挙運動用自動車の借入れ

使用年月日	借入金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年11月10日	11，000円	16，100円	11，000円	
令和8年11月11日	11，000円	16，100円	11，000円	
令和8年11月12日	11，000円	16，100円	11，000円	
令和8年11月13日	11，000円	16，100円	11，000円	
令和8年11月14日	11，000円	16，100円	11，000円	
計			55，000円	

備考

１　「請求金額」欄には、使用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

２　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

選挙運動用自動車
（燃料代）
関係

選挙運動用自動車の使用

（燃料代）

個別契約

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

候補者名　紀北　太郎

提出者名　紀北　太郎

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】✔
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第１号（その1）】	【候補者】✔
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第２号（その1）】	【候補者】✔

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　燃料供給業者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第３号（その1）】	【燃料供給業者】
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第４号（その2）】	【燃料供給業者】
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第７号（その１）】	【燃料供給業者】
	請求内訳書 【様式第７号 請求内訳書（別紙２の２）】	【燃料供給業者】
	給油伝票の写し	【燃料供給業者】

候補者⇔契約業者

収入印紙　割印　割印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

紀北町議会議員選挙候補者　**紀北　太郎**　（以下「甲」という）と
○○石油　代表取締役○○○○　（以下「乙」という）は、
選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1．供給する期間　**令和８年１１月１０日から**
令和８年１１月１４日まで（５日間）

2．供給場所　所在地　**紀北町東長島○○番地**
名　称　**○○石油**

3．供給を受ける自動車の登録番号　**三重○○○　わ　○○－○○**

4．単　　価　単価１ℓ当たり　**１９０円００銭**
（単価は、消費税及び地方消費税を含んだ額である）

5．契約金額
契約金額については※**３８，５００円**を限度とし、その金額を超える場合については、甲と乙は別途契約するものとする。

6．請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、紀北町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、紀北町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は紀北町には請求できない。

7．その他
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和８年１０月５日

甲　紀北町議会議員選挙候補者
住　所　**紀北町東長島○○番地**
氏　名　**紀北　太郎**　紀北

乙　住　所　**紀北町東長島○○番地**
名　称　**○○石油**
代表者　**代表取締役○○○○**　○○○○之印

※欄は、１事業者と契約する場合は、38,500 円、２事業者以上と契約する場合は、各事業者※欄の金額の合計が 38,500 円となるように記載してください。

様式第１号（第２条関係）　　候補者⇒町選管　提出

（その１）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和８年１１月１０日

紀北町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】↑

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

２　１に掲げる場合以外の場合

項目／区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和8月10月1日	紀北町東長島〇〇番地 〇〇自動車 代表〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	55,000円	
				円	
燃料代	令和8月10月5日	紀北町東長島〇〇番地 〇〇石油 代表取締役〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	限度額 38,500円	単価 190 円
				円	単価　　円
運転手の雇用	令和8月10月10日	紀北町相賀〇〇番地 〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	44,000円	
				円	

備考

＜省略＞

様式第２号（第３条関係）　　候補者⇒町選管　提出

（その１）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和８年１１月１０日

紀北町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】↑

次の選挙運動用自動車燃料代につき、紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

１　契約年月日		令和８年１０月５日	
２　契約の相手方	(1)　氏名又は名称	○○石油	
	(2)　住　　所	紀北町東長島○○番地	
	(3)　法人の場合は代表者の氏名	代表取締役○○○○	
３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号		三重○○　わ　○○-○○	上限額7,700円×5日間
４　確認申請金額		金　３８，５００　円	
区　　分		購　入　金　額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額（A）		０円	０円
今回の購入金額（B）		０円	３８，５００円
燃料代計（A）＋（B）		０円	３８，５００円
備　　考			

備考

＜省略＞

選挙運動用自動車の使用

（燃料代）

個別契約

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

候補者名　紀北　太郎

提出者名　〇〇石油

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第１号（その1）】	【候補者】
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第２号（その1）】	【候補者】

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　燃料供給業者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第３号（その1）】	【燃料供給業者】 ✔
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第４号（その2）】	【燃料供給業者】 ✔
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第７号（その１）】	【燃料供給業者】 ✔
	請求内訳書 【様式第７号 請求内訳書（別紙２の２）】	【燃料供給業者】 ✔
	給油伝票の写し	【燃料供給業者】 ✔

様式第３号（第３条関係）

町選管⇒候補者　交付

（その１）

この文書は候補者から確認申請書の提出を受け、
町選管で作成し、候補者に交付します。

確認番号

選挙運動用自動車燃料代確認書

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定により、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年　　月　　日

紀北町選挙管理委員会

委員長

記

１　　年　　月　　日執行　　選挙

２　候補者の氏名

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

４　確認金額　　円

備考

１　この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）及び給油伝票の写しとともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、紀北町に支払を請求することはできません。

４　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

（その２）　　候補者⇒燃料供給業者　提出

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和８年１１月１４日←【燃料供給の最終日を記入】

令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

【注意】選挙運動期間外（告示前・投票日及び選挙後）に給油したものは公費の対象になりません。

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】↑

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		紀北町東長島〇〇番地 〇〇石油　代表取締役〇〇〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和8年11月10日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	10Ｌ	1,900円	
令和8年11月11日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	30Ｌ	5,700円	
令和8年11月12日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	20Ｌ	3,800円	
令和8年11月13日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	40Ｌ	7,600円	
令和8年11月14日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	40Ｌ	7,600円	

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

４　燃料供給業者が紀北町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、紀北町に支払を請求することはできません。

６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。

７　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

８　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

様式第７号（第６条関係）

燃料供給業者⇒町選管　提出

（その１）

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

令和８年１１月１６日

紀北町長　様

住所　**紀北町東長島〇〇番地**

氏名　**〇〇石油**

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　**代表取締役〇〇〇〇**　〇〇之印　〇〇〇〇

電話番号**０５９７－〇〇－〇〇〇〇**

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

１　請求金額　　**金２６，６００円**

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の種類　　令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

４　候補者の氏名　　**紀北　太郎**

５　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇〇〇　銀行・金庫・農協				〇〇〇〇　本店・支店・出張所					
預金種別	①普通　２当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	8
フリガナ	〇〇セキユ									
名義人	〇〇石油									

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、紀北町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　この請求書は、選挙運動用自動車、燃料又は運転手の各経費について共通の様式です。

５　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

（別紙２の２）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

候補者の氏名　紀北　太郎

【注意】選挙運動期間外（告示前・投票日及び選挙後）に給油したものは公費の対象になりません。

（２）　燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売単価 (a)	販売量 (b)	販売金額 (a)×(b)	備考
令和8年11月10日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	190円	10L	1,900円	
令和8年11月11日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	190円	30L	5,700円	
令和8年11月12日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	190円	20L	3,800円	
令和8年11月13日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	190円	40L	7,600円	
令和8年11月14日	三重〇〇わ〇〇-〇〇	190円	40L	7,600円	
計			140L	(ア) 26,600円	
基準限度額				(イ) 38,500円	
請求金額				26,600円	

備考

1　「基準限度額」の(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

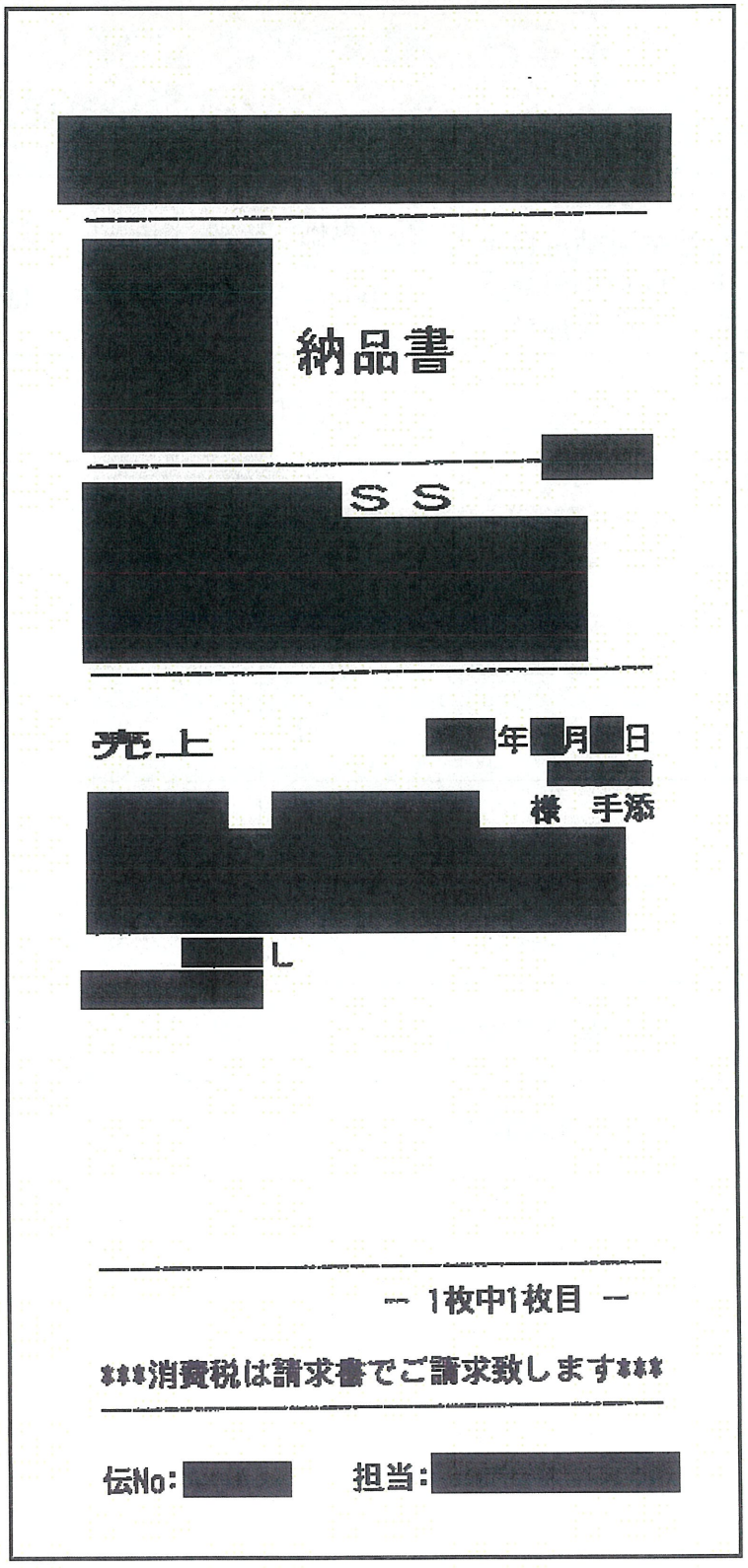
2　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「販売単価（a）」欄、「販売量(b)」欄及び「販売金額（a）×(b)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

5　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

給油伝票の写しを添付



[redacted]

[redacted]

納品書

[redacted]

[redacted] S S

[redacted]

売上 [redacted]年[redacted]月[redacted]日

[redacted]

[redacted] 様 手添

[redacted]

[redacted] L

[redacted]

― 1枚中1枚目 ―

消費税は請求書でご請求致します

伝No: [redacted] 担当: [redacted]

選挙運動用自動車
（運転手の雇用）
関係

選挙運動用自動車の使用

（運転手）

個別契約

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

候補者名　紀北　太郎

提出者名　紀北　太郎

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】 ✔
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第１号（その１）】	【候補者】 ✔

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　運転手⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第４号（その３）】	【運転手】
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第７号（その１）】	【運転手】
	請求内訳書 【様式第７号 請求内訳書（別紙２の３）】	【運転手】

候補者⇔運転手

収入印紙 割印 割印

選挙運動用自動車運転契約書

紀北町議会議員選挙候補者　紀北　太郎　（以下「甲」という）と
○○　○○　（以下「乙」という）は、

甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

労務者の報酬
日額:10,000 円以内
超過勤務手当：日額の 5 割以内
1 日につき 15,000 円を超えないこと

公費負担額は 1 日：12,500 円が上限であり、それ以上の報酬は、候補者が負担すること。

1．運転する期間　令和８年１１月１０日から
令和８年１１月１４日まで（５日間）

2．契約金額　金４４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
（１日につき８，８００円）

3．運転する自動車の車種及び登録番号
車　　種　小型乗用自動車　トヨタ
登録番号　三重○○○　わ　○○○○

4．請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、紀北町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、紀北町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は紀北町には請求できない。

5．その他
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和８年１０月１０日

甲　紀北町議会議員選挙候補者
住　所　紀北町東長島○○番地
氏　名　紀北　太郎　紀北

乙　住　所　紀北町相賀○○番地
氏　名　○○　○○　○○

様式第１号（第２条関係）　　候補者⇒町選管　提出

（その１）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和８年１１月１０日

紀北町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】 ↑

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

２　１に掲げる場合以外の場合

項目／区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和8月10月1日	紀北町東長島〇〇番地 〇〇自動車 代表〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	55,000円	
				円	
燃料代	令和8月10月5日	紀北町東長島〇〇番地 〇〇石油 代表取締役〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	限度額 38,500円	単価 190 円
				円	単価　　円
運転手の雇用	令和8月10月10日	紀北町相賀〇〇番地 〇〇　〇〇	令和8年11月10日 ～ 令和8年11月14日	44,000円	
				円	

備考

＜省略＞

選挙運動用自動車の使用

（運転手）

個別契約

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

候補者名　紀北　太郎

提出者名　〇〇　〇〇

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第１号（その１）】	【候補者】

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　運転手⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第４号（その３）】	【運転手】 ✔
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第７号（その１）】	【運転手】 ✔
	請求内訳書 【様式第７号 請求内訳書（別紙２の３）】	【運転手】 ✔

（その３）　　候補者⇒運転手　提出

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和８年１１月１４日←【運転最終日の日付】

令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】↑

記

運転手の住所及び氏名	紀北町相賀〇〇番地　〇〇　〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和８年１１月１０日	8,800円	
令和８年１１月１１日	8,800円	
令和８年１１月１２日	8,800円	
令和８年１１月１３日	8,800円	
令和８年１１月１４日	8,800円	

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

2　運転手が紀北町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、紀北町に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。

5　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運動手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

6　候補者の指定した運転手以外の運転手は、紀北町に支払を請求することはできません。

7　報酬の額には、消費税及び地方消費税を含みます。

様式第７号（第６条関係）

運転手⇒町選管　提出

（その１）

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

令和８年１１月１６日

紀北町長　様

住所　紀北町相賀〇〇番地

氏名　〇〇　〇〇　〇〇印

（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

電話番号０５９７－〇〇－〇〇〇〇

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

１　請求金額　　金４４，０００円

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の種類　　令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

４　候補者の氏名　　紀北　太郎

５　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇〇〇　銀行・金庫・農協		〇〇〇〇　本店・支店・出張所							
預金種別	1普通　２当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	8
フリガナ	〇〇　〇〇									
名義人	〇〇　〇〇									

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、紀北町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　この請求書は、選挙運動用自動車、燃料又は運転手の各経費について共通の様式です。

５　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

（別紙２の３）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

候補者の氏名　　紀北　太郎

（３）　運転手

雇用年月日	報酬の額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年11月10日	8,800円	12,500円	8,800円	
令和8年11月11日	8,800円	12,500円	8,800円	
令和8年11月12日	8,800円	12,500円	8,800円	
令和8年11月13日	8,800円	12,500円	8,800円	
令和8年11月14日	8,800円	12,500円	8,800円	
計			44,000円	

備考

１　「請求金額」欄には、雇用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

２　金額及び報酬の額には、消費税及び地方消費税を含みます。

選挙運動用ポスター関係

選挙運動用ポスターの作成

候補者名　紀北　太郎

提出者名　紀北　太郎

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】 ✔
	選挙運動用ポスターの作成契約届出書 【様式第１号（その3）】	【候補者】 ✔
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第２号（その3）】	【候補者】 ✔

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　ポスター作成業者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第３号（その3）】	【ポスター作成業者】
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第６号】	【ポスター作成業者】
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第７号（その3）】	【ポスター作成業者】
	請求内訳書 【様式第７号　（その３　別紙）】	【ポスター作成業者】

候補者⇔ポスター作成業者

選挙運動用ポスター作成契約書

収入印紙 割印 割印

紀北町議会議員選挙候補者　紀北　太郎　（以下「甲」という）と
〇〇印刷　代表〇〇〇〇　（以下「乙」という）は、
印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1．品名　公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2．数量　１５０枚

3．契約金額　金３３０，０００円（単価２，２００円００銭）

（注）契約金額及び単価は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

4．納入期限　令和８年１０月１５日

5．請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、紀北町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、紀北町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は紀北町には請求できない。

6．その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和８年９月３０日

甲　紀北町議会議員選挙候補者
住　所　紀北町東長島〇〇番地
氏　名　紀北　太郎　紀北

乙　住　所　紀北町長島〇〇番地
名　称　〇〇印刷
代表者　〇〇　〇〇　〇〇印刷 代表之印

（その３）

候補者⇒町選管　提出

選挙運動用ポスターの作成契約届出書

令和８年１１月１０日

紀北町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】↑

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	１枚当たりの作成単価	
令和8年9月30日	紀北町東長島〇〇番地 〇〇印刷 代表〇〇〇〇	150枚	330,000円	2,200円	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　契約金額及び単価には、消費税及び地方消費税を含みます。

（その３）　　候補者⇒町選管　提出

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和８年１１月１０日

紀北町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎

【署名又は記名押印】↑

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

１　契約年月日		令和８年９月３０日	
２　契約の相手方	(1)　氏名又は名称	○○印刷　代表　○○○○	
	(2)　住　　所	紀北町東長島○○番地	
	(3)　法人の場合は代表者の氏名		
３　確認申請枚数		１００枚	
区　　分		作　成　枚　数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数（A）		０枚	０枚
今回の枚数（B）		１５０枚	１００枚
枚数計（A）＋（B）		１５０枚	１００枚
備　　考			

備考

1　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から紀北町選挙管理委員会に提出してください。

2　この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3　「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスターの作成

候補者名　紀北　太郎

提出者名　〇〇印刷

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用ポスターの作成契約届出書 【様式第１号（その3）】	【候補者】
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第２号（その3）】	【候補者】

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　ポスター作成業者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第３号（その3）】	【ポスター作成業者】 ✔
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第６号】	【ポスター作成業者】 ✔
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第７号（その3）】	【ポスター作成業者】 ✔
	請求内訳書 【様式第７号　（その３　別紙）】	【ポスター作成業者】 ✔

（その３）

町選管⇒候補者　交付

この文書は候補者から確認申請書の提出を受け、
町選管で作成し、候補者に交付します。

確認番号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年　　月　　日

紀北町選挙管理委員会

委員長

記

1　　年　　月　　日執行　　選挙

2　候補者の氏名

3　確認枚数　　枚

備考

1　この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。

2　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。

3　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、紀北町に支払を請求することはできません。

様式第６号（第５条関係）　　候補者⇒ポスター作成業者　提出

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和８年１０月１５日←【契約書に記載されている納入期限以降の日付】

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎
【署名又は記名押印】↑

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	紀北町東長島〇〇番地 〇〇印刷　代表〇〇〇〇
作成枚数	１５０枚
作成金額	３３０，０００円
ポスター掲示場数	１００箇所

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が紀北町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、紀北町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数　ポスター掲示場数

(2)　限度額

$$\frac{316,250\text{円}+(586\text{円}88\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}}=\text{単価}\quad\left[\begin{array}{l}1\text{円未満}\\ \text{の端数は}\\ \text{切上げ}\end{array}\right]$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

５　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

（その３）　　ポスター作成業者⇒町選管　提出

請　　求　　書

（選挙運動用ポスターの作成）

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和８年１１月１６日

紀北町長　様

住所　紀北町東長島〇〇番地
氏名　〇〇印刷
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表〇〇〇〇
代表之印　〇〇〇〇
電話番号０５９７－〇〇－〇〇〇〇

記

１　請求金額　　金２２０，０００円

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の種類　　令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

４　候補者の氏名　　紀北　太郎

５　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇〇〇　銀行・金庫・農協				〇〇〇〇　本店・支店・出張所					
預金種別	①普通　２当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	8
フリガナ	〇〇インサツ									
名義人	〇〇印刷									

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、紀北町に支払を請求することはできません。

３　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

（別紙）

候補者の氏名　紀北　太郎

請　求　内　訳　書

（選挙運動用ポスターの作成）

ポスター掲示場数		100箇所		
区分	単価（A）	枚数（B）	金額（A）×（B）＝（C）	備考
作成金額	2，200円	150枚	330，000円	
基準限度額	3，750円	100枚	375，000円	
請求金額	2，200円	100枚	220，000円	

備考

1　「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2　「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250\text{円}+(586\text{円}88\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}}\quad\cdots$$

1円未満の端数は切上げ

3　「基準限度額」の「枚数」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4　「請求金額」の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。

5　「請求金額」の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

6　金額及び単価には、消費税及び地方消費税を含みます。

選挙運動用ビラ関係

選挙運動用ビラの作成

候補者名　紀北　太郎

提出者名　紀北　太郎

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】 ✔
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第１号（その2）】	【候補者】 ✔
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第２号（その２）】	【候補者】 ✔

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　ビラ作成業者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第３号（その２）】	【ビラ作成業者】
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第５号】	【ビラ作成業者】
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第７号（その２）】	【ビラ作成業者】
	請求内訳書 【様式第７号（その２　別紙）】	【ビラ作成業者】
	ビラの見本	【ビラ作成業者】

候補者⇔ビラ作成業者

選挙運動用ビラ作成契約書

収入印紙 割印 割印

紀北町議会議員選挙候補者　紀北　太郎　（以下「甲」という）と
〇〇印刷　代表〇〇〇〇　（以下「乙」という）は、
印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1．品名　公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ
2．数量　2，000枚
3．契約金額　金11，000円（単価5円50銭）
（注）契約金額及び単価は消費税及び地方消費税を含んだ額である。
4．納入期限　令和8年10月10日
5．請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、紀北町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、紀北町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は紀北町には請求できない。
6．その他
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和8年9月30日

甲　紀北町議会議員選挙候補者
住　所　紀北町東長島〇〇番地
氏　名　紀北　太郎　紀北

乙　住　所　紀北町長島〇〇番地
名　称　〇〇印刷
代表者　〇〇　〇〇　〇〇印刷 代表之印

（その２）　　候補者⇒町選管　提出

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和８年１１月１０日

紀北町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎
【署名又は記名押印】↑

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	１枚当たりの作成単価	
令和8年9月30日	紀北町東長島〇〇番地 〇〇印刷 代表〇〇〇〇	2,000枚	11,000円	5.50円	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　契約金額及び単価には、消費税及び地方消費税を含みます。

（その２）　　候補者⇒町選管　提出

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和８年１１月１０日

紀北町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎
【署名又は記名押印】↑

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

１　契約年月日		令和８年９月３０日	
２　契約の相手方	(1)　氏名又は名称	○○印刷　代表○○○○	
	(2)　住　　所	紀北町東長島○○番地	
	(3)　法人の場合は代表者の氏名		
３　確認申請枚数		１，６００枚	
区　　分		作　成　枚　数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数(A)		０枚	０枚
今回の枚数（B）		２，０００枚	１，６００枚
枚数計（A）＋（B）		２，０００枚	１，６００枚
備　　考			

備考

１　この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から紀北町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ビラの作成

候補者名　紀北　太郎

提出者名　〇〇印刷

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　候補者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
届出日から公費対象（告示日から）	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第１号（その2）】	【候補者】
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第２号（その２）】	【候補者】

☑ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類　ビラ作成業者⇒町選挙管理委員会

提出時期	様　式　名	チェック
請求時（11月30日(月)期限）	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第３号（その２）】	【ビラ作成業者】 ✔
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第５号】	【ビラ作成業者】 ✔
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第７号（その２）】	【ビラ作成業者】 ✔
	請求内訳書 【様式第７号（その２　別紙）】	【ビラ作成業者】 ✔
	ビラの見本	【ビラ作成業者】 ✔

（その２）

町選管⇒候補者　交付

この文書は候補者から確認申請書の提出を受け、
町選管で作成し、候補者に交付します。

確認番号＿＿＿＿＿＿

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年　　月　　日

紀北町選挙管理委員会
委員長

記

１　　年　　月　　日執行　　選挙

２　候補者の氏名

３　確認枚数　　枚

備考

１　この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、紀北町に支払を請求することはできません。

様式第５号（第５条関係）　　候補者⇒ビラ作成業者　提出

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和８年１０月１０日←【契約書に記載されている納入期限以降の日付】

令和８年１１月１５日執行　紀北町議会議員選挙

候補者　紀北　太郎
【署名又は記名押印】↑

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	紀北町東長島〇〇番地 〇〇印刷　代表〇〇〇〇
作成枚数	２，０００枚
作成金額	１１，０００円
備考	

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が紀北町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、紀北町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数

ア　町長選挙　　5,000枚

イ　町議会議員選挙　　1,600枚

(2)　限度額

8円38銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

５　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

（その２）

ビラ作成業者⇒町選管　提出

請　　求　　書

（選挙運動用ビラの作成）

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和８年１１月１６日

紀北町長　様

住所　紀北町東長島〇〇番地
氏名　〇〇印刷
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表〇〇〇〇
電話番号０５９７－〇〇－〇〇〇〇

代表之印　〇〇〇〇

記

１　請求金額　　金８，８００円

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の種類　　令和８年１１月１５日執行　　紀北町議会議員選挙

４　候補者の氏名　　紀北　太郎

５　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇〇〇　銀行・金庫・農協			〇〇〇〇					本店・支店・出張所	
預金種別	①普通　２当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	8
フリガナ	〇〇インサツ									
名義人	〇〇印刷									

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、紀北町に支払を請求することはできません。

３　この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本１枚（２種類の場合には各１枚）を添付してください。

４　金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

（別紙）

候補者の氏名　紀北　太郎

請　求　内　訳　書

（選挙運動用ビラの作成）

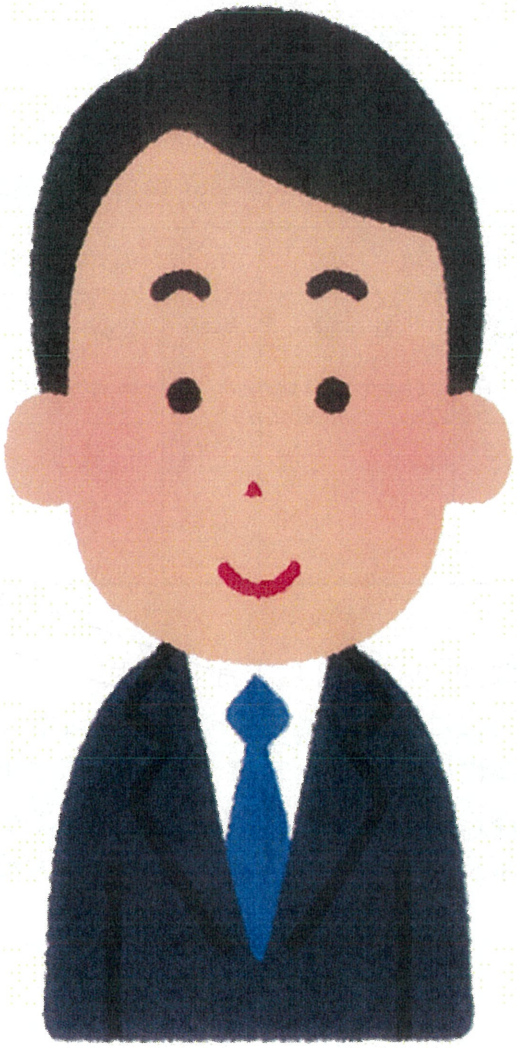
作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金　額 C（A×B）	単価 D	枚数 E	金　額 F（D×E）	単価 G	枚数 H	金　額 I（G×H）
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
5.50	2,000	11,000	8.38	1,600	13,408	5.50	1,600	8,800

備考

1　Ｄ欄は、８円 38 銭となります。
2　Ｅ欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
3　Ｇ欄には、Ａ欄とＤ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
4　Ｈ欄には、Ｂ欄とＥ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
5　金額及び単価には、消費税及び地方消費税を含みます。

ビラ見本を添付

きほく　太郎（たろう）



紀北町議会議員候補

○○○○○○……

……○○○○

・頒布責任者の氏名及び住所
・印刷者の氏名及び住所